

お台場レインボーバスの運行状況について

1 利用状況と収支率

(1) 利用者数

令和3年度の利用者数は、567,616人となっており、令和2年度の480,938人と比較すると、86,678人増加、対前年比は118.0%となっています。

また、令和4年度の利用者数(想定)は651,683人となっており、令和3年度の567,616人と比較すると84,067人増加、対前年比は114.8%となっています。

令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」といいます。)の感染拡大の影響で大きく減少した利用者数は回復傾向にあるものの、感染症の拡大前の水準までには届いていません。

表1 令和3年度以降の月別利用者数

単位：人

	令和3年度	令和4年度(想定)
4月	45,347	51,413
5月	35,679	57,118
6月	47,527	55,996
7月	48,505	57,584
8月	45,306	58,502
9月	46,311	54,636
10月	51,503	59,465
11月	52,306	56,358
12月	54,903	60,536
1月	42,479	46,261
2月	41,152	42,587
3月	56,598	51,227
合計	567,616	651,683
(対前年比)	(118.0%)	(114.8%)
(対令和元年度比)	(70.2%)	(80.6%)

※令和4年度1月以降は想定

(2) 収支率

令和3年度の収支率は67.8%となっており、令和2年度の61.3%から6.5ポイント増加しています。

また、令和4年度の収支率(想定)は76.4%となっており、令和3年度の67.8%から8.6ポイント増加すると想定しています。

表2 令和3年度以降の運行収支

単位：千円

年度	運行収入(A)	運行経費(B)	収支(A-B)	収支率(B/A)
令和3年度	115,864	170,897	▲55,033	67.8%
令和4年度 (想定)	134,069	175,540	▲41,471	76.4%

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

令和元年度末から、日本国内での感染拡大が深刻となり、訪日外国人の減少やお台場への行楽客、企業でのテレワークの推進等で利用者数が減少しました。

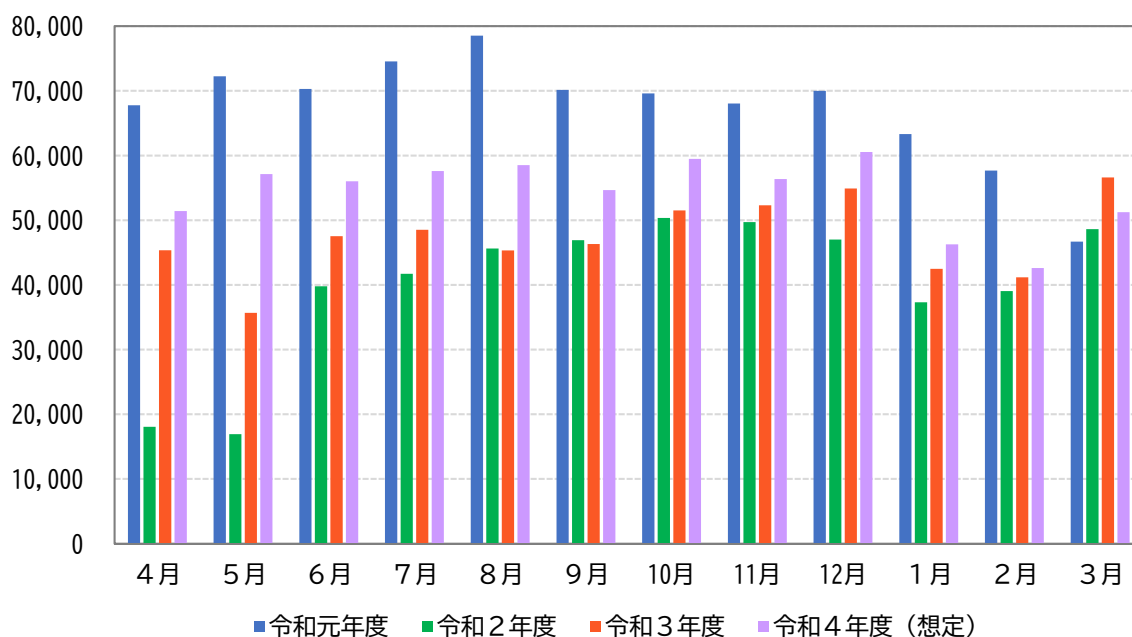
令和2年度は、GoTo キャンペーンの実施により、10月ごろにかけて一時的に回復傾向に転じましたが、12月ごろからの感染症の再拡大の影響により、利用者数の回復が止まりました。

令和3年度は、上期における緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が継続し、夏の多客期まで人流が抑制されましたが、10月の緊急事態宣言解除に伴い、休日を中心に少しずつ利用者数の回復がみられています。

令和4年度は With コロナ（感染症との併存）に向けて新たな行動制限は行われず、台場地域のイベント等が再開され、平日と休日ともに利用者数の回復がみられます。しかし、訪日外国人の制限やテレワーク等の新たな生活様式の定着により、感染症拡大前の利用者数までは回復していません。

図1 利用者数の推移

単位：人



※令和4年度1月以降は想定

2 利用促進に向けた取組

(1) 認知度向上に向けた取組（令和3年度）

地域情報誌「べいあっぷ」への特集記事掲載（令和3年12月）、JR品川駅自由通路のデジタルサイネージでの周知（令和4年1月～）や、ホテルと連携して乗車券付き宿泊プランを販売（令和3年7月～）する等の認知度向上や利用促進に向けた取組を推進しています。

図2 地域情報誌「べいあっぷ」への特集記事掲載



図3 JR品川駅自由通路のデジタルサイネージ



(2) 運行 10 周年記念の取組（令和 4 年度）

令和 4 年 4 月に運行開始から 10 年を迎えました。これを記念して、記念ロゴの作成、記念セレモニーの開催、地域や区主催イベントへの出展、区有施設での展示等の認知度向上策に取り組みました。

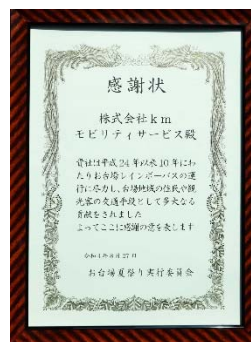
図 4 運行 10 周年記念の取組



記念ロゴ



記念グッズの作成、配布



お台場夏祭りでの 10 周年記念セレモニー



みなと区民まつりへの出展



10 周年記念展示（台場分室入口にて）

(3) キャッシュレス決済の推進（令和3・4年度）

令和3年9月からJR東日本のキャッシュレス決済アプリ「RingoPass」を利用した支払方法の実証実験を行っています。令和5年1月10日からは「RingoPass」アプリでモバイル Suica によるネット決済を開始しています。また、開始キャンペーンとして、令和5年3月31日までの期間、JRE ポイントをプレゼントするキャンペーンを実施し、利用の促進を図っています。

図5 「RingoPass」アプリによるモバイル Suica 決済利用イメージ



3 今後の方向性

(1) サービス向上に向けた取組

利用者サービスのさらなる向上に向けて、定期券や1日乗車券のデジタル化、「RingoPass」アプリを使用した他交通機関との連携等を進めます。

(2) 運賃以外の収入確保

運賃以外の収入を確保するために、車体部分ラッピングの販売や予備車両活用による貸切営業、車内モニター広告の営業強化、商業施設及び区内ホテルとのキャンペーン企画の検討を進めます。

(3) FCバス（燃料電池バス）導入の検討

環境に配慮したFCバス（燃料電池バス）の導入を検討します。

(4) 運行改善策の検討

区が実施した利用実態調査や利用者アンケートをもとに、運行内容が生活スタイルや需要の変化に対応しているかを検証し、運行改善に取り組めます。

港区コミュニティバス「ちいばす」の運行状況について

1 利用人員と運行収支の見込み

ちいばす全ルート of 令和3年度の実績及び令和4年度想定は以下の通りです。

【令和3年度】				【令和4年度】見込			
●路線別乗車人員		対前年	対令和元年	●路線別乗車人員		対前年	対令和元年
・田町ルート	690,726	113%	74%	・田町ルート	744,607	108%	80%
・赤坂ルート	169,777	87%	58%	・赤坂ルート	184,227	109%	63%
・芝ルート	207,035	118%	69%	・芝ルート	219,991	106%	73%
・麻布東ルート	72,283	81%	51%	・麻布東ルート	74,987	104%	53%
・麻布西ルート	272,862	116%	81%	・麻布西ルート	289,820	106%	86%
・青山ルート	400,409	118%	75%	・青山ルート	444,244	111%	83%
・高輪ルート	591,632	114%	77%	・高輪ルート	611,619	103%	80%
・芝浦港南ルート	537,524	119%	84%	・芝浦港南ルート	576,094	107%	90%
・合計	2,942,248	112%	75%	・合計	3,145,589	107%	80%

●路線別収支率				●路線別収支率			
		対前年	対令和元年		対前年	対令和元年	
・田町ルート	78%	11%	-15%	・田町ルート	75%	-3%	-18%
・赤坂ルート	39%	4%	-8%	・赤坂ルート	39%	0%	-8%
・芝ルート	23%	5%	-5%	・芝ルート	23%	0%	-5%
・麻布東ルート	19%	5%	-5%	・麻布東ルート	19%	0%	-5%
・麻布西ルート	39%	0%	-10%	・麻布西ルート	42%	3%	-7%
・青山ルート	42%	2%	-20%	・青山ルート	42%	0%	-20%
・高輪ルート	67%	6%	-29%	・高輪ルート	70%	4%	-26%
・芝浦港南ルート	56%	6%	-11%	・芝浦港南ルート	53%	-3%	-14%

●全体収支	
1収入	
①運賃収入	269,264千円
②広告料ほか	16,230千円
計(A)	285,494千円

2経費	
①運行経費	581,948千円
②一般管理費他	20,541千円
計(B)	602,489千円

3 収支率	
(A ÷ B)	47.4%

●全体収支	
1収入	
①運賃収入	288,065千円
②広告料ほか	11,063千円
計(A)	299,128千円

2経費	
①運行経費	603,754千円
②一般管理費他	22,569千円
計(B)	626,323千円

3 収支率	
(A ÷ B)	47.8%

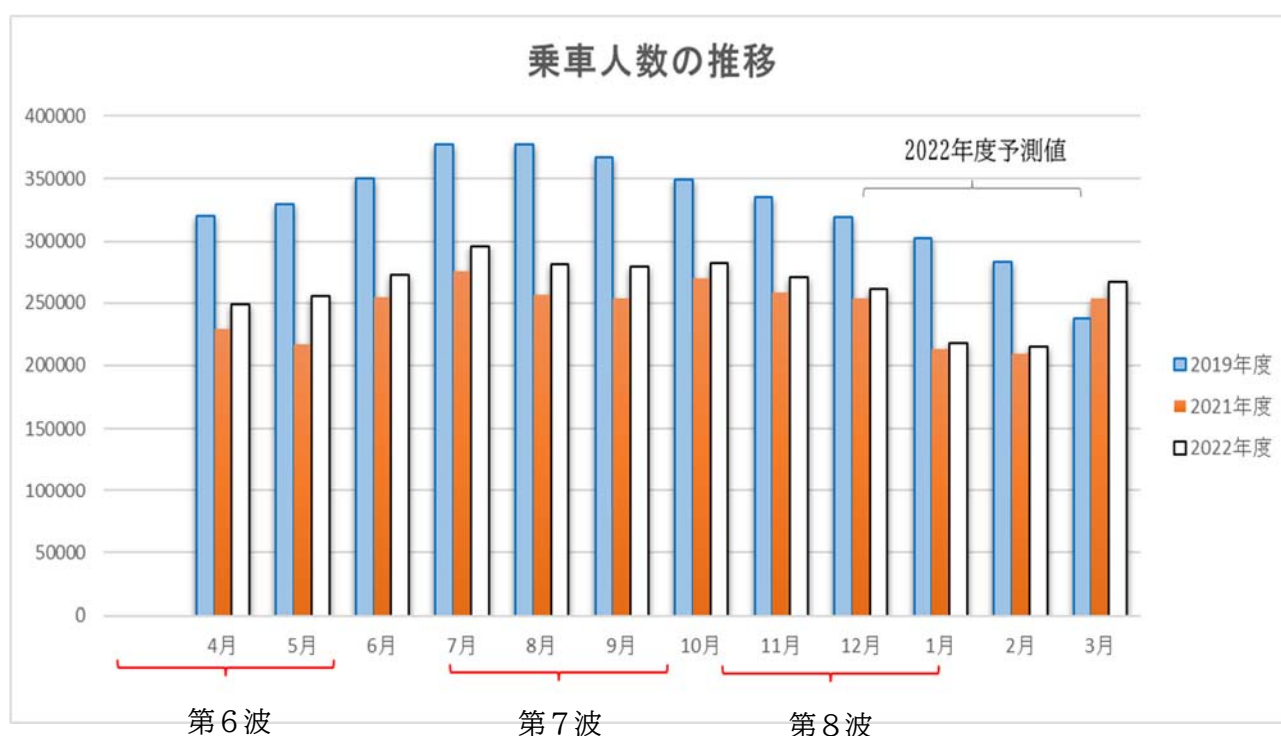
新型コロナウイルス感染症は、現在に至るまで流行を繰り返し区民生活に影響を及ぼし続けております。

ルート変更やダイヤ変更による利便性の向上などの効果もあり、ちいばすの利用人数は回復傾向にはあるもののコロナウィルス流行前の水準までには届いておりません。

働き方や生活様式の変化により公共交通の利用自体が減少しているため、今後の回復もゆるやかなものとなると予想されます。

また、令和4年度は物価全体の急激な上昇が起きており、軽油価格だけではなく車両の修理部品等の消費財をはじめとした様々な経費の価格を押し上げ、収支率に大きな影響を及ぼしております。

単位：人



2 運行改善の内容

(1) 感染症対策(令和3・4年度)

安心してちいばすをご利用いただくため、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどをはじめとした、感染症の拡大防止に取り組んでいます。

ア 車内の感染拡大防止対策

- ・人体に影響のない、抗菌抗ウイルス無光触媒をすべてのバスに施工しています。
- ・空調や換気扇等の使用、及び悪天候時を除いて窓開けによる車内換気を徹底しています。
- ・車庫出庫前及び運行終了毎にお客様が触れる箇所（手すり・つり革等）を消毒しています。
- ・乗降口にお客様用の消毒液を用意しています。
- ・乗降口と運転席の間にビニールカーテンによる仕切りを設けています。
- ・感染防止対策内容を車内掲出や音声合成による車内アナウンスで、利用者に協力を呼び掛けています（マスク着用、周りに配慮をした会話、咳エチケット等）。
- ・車内の空気を、効果的に浄化するためにプラズマクラスターイオン発生機を設置しています。
- ・「ちいばすナビ」アプリによりバス車内の混雑状況を確認いただく事ができます。

「ちいばすナビ」 (画面例図①)



(画面例図②)



イ 乗務員の感染拡大防止対策

- ・乗務員の出勤と退勤時の対面点呼において、体温測定結果を個別の体温管理シートに記載し、運行管理者が日毎の変動を管理・把握しています。また、発熱が確認された乗務員の乗務を中止します。
- ・対面点呼を実施する点呼場には、ビニールシートによる仕切りを設けて飛沫感染防止をしています。
- ・乗務員はマスクを着用して乗務します。
- ・営業所内では、次亜塩素酸系空気清浄機を備えるとともに、共用スペースの亚克力板の設置、職員にマスク着用を義務付け、手洗い・うがいの徹底を行っています。

(2) 電気バスの導入について(令和4年度)

「温室効果ガスの排出量削減に向けた取組」として運行中の電気バスに加えて新たに電気バス2台を導入いたしました。現在運行中の電気バスに比べて航続距離が長くなったため、電気バス1台あたりの1日の運行回数が増加しました。

住宅街やビジネス街を運行するちいばすにとって、電気バスは温室効果ガスの排出を抑えるほか、走行騒音の低減効果も大きいなどの利点があります。

電気バスの適切な運用により「脱炭素社会」の実現に貢献してきたいと考えます。



(3) バス停の利便性強化について(令和3・4年度)

ア 田町駅東口停留所における降車専用停留所の増設(令和3年度)

ちいばすの3ルートが運行し、利用者が非常に多い田町駅東口において、利用者の乗降と待機中のバスの安全性を高めるため、田町駅東口停留所(No.1)の後方に降車専用停留所を増設いたしました。

イ 停留所へのベンチの設置(令和3年度)

利用者や要望の多い停留所にベンチを設置し、バス待ち環境の向上に取り組みました。今後も安全快適にバスをお待ちいただけるよう取組を進めて参ります。

<設置・改善停留所>

68-2 港区役所北 令和3年6月(ベンチ設置)

162 田町駅東口 令和3年7月(ベンチ設置)

ウ 広告付き上屋の新設(令和4年度)

平成29年4月から利用者の利便性の向上を目的に、広告付き上屋の設置を進めています。現在19か所の停留所に広告付き上屋を設置しています。

132.表参道駅 令和4年10月19日より供用開始

120.表参道駅 令和5年1月16日より供用開始

設置前(120.表参道駅)



設置後(120.表参道駅)



(4) 認知度の向上施策

ア 社会科見学を受け入れ(令和3・4年度)

フジエクスプレス東京営業所にて港区内の小学校の社会科見学の受け入れを行っております。感染対策をしっかりとった上で車庫内を見学し、ちいばすに関するクイズや電気バスの試乗、記念撮影などを行い、地域の交通システムとしてのちいばすの理解度と親しみを深めていただきました。



イ 第41回みなと区民まつりへの参加(令和4年度)

令和4年10月に開催された港区民まつり「はたらく車コーナー」にちいばすが参加いたしました。新ダイヤ及び各ルートの説明や車両の展示、ちいばすの運転席に座っていただいた記念撮影などの企画を行い、多くの来場者にちいばすを身近なものとして感じていただけました。

これからも、認知度の向上に努め、地域に密着したバス運営を目指します。



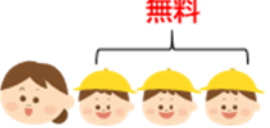
港区コミュニティバス及び台場シャトルバスにおける 多子世帯への支援策の実施について

港区コミュニティバス「ちいばす」及び台場シャトルバス「お台場レインボーバス」において、多子世帯の移動に関する支援を強化するため、全未就学児の運賃無料化とともに、妊産婦に発行している港区コミュニティバス乗車券の乗車可能人数を拡充します。

1 実施内容

(1) 全未就学児の運賃無料化

現在、ちいばす及びお台場レインボーバスでは、単独で乗車する未就学児もしくは小学生以上の人に同伴する未就学児の一部が有料となっていますが、全ての未就学児の運賃を無料にします。

	令和5年3月31日まで 一部未就学児有料		令和5年4月1日から 全未就学児無料	
例	大人と未就学児で利用*	未就学児のみで利用	大人と未就学児で利用	未就学児のみで利用
				

※ お台場レインボーバスは、4人目から有料

(2) コミュニティバス乗車券の乗車可能人数の拡充

区では、妊産婦等を対象に、ちいばす及びお台場レインボーバスに無料で乗車できる「港区コミュニティバス乗車券」を発行しています。

現在、妊産婦に発行しているコミュニティバス乗車券には、妊産婦本人に加え、裏面に2親等以内の親族5人を記名することができ、乗車券1枚につき、記名人のうち1人が無料で乗車することができますが、乗車券1枚あたりの乗車可能人数を、記名人のうち2人に拡充します。

	令和5年3月31日まで 乗車券1枚で1人が無料乗車可能	令和5年4月1日から 乗車券1枚で2人が無料乗車可能
例		

2 開始時期

令和5年4月1日（土）

「港区総合交通計画（素案）」に寄せられた区民意見について

1 意見数

	件数
(1) 区民意見募集（郵送、インターネット等）により寄せられた意見 募集期間：令和4年12月21日～令和5年1月23日 人 数：0人	0件
(2) 区民説明会での参加者意見 開催期間：令和5年1月13日、18日 開催回数：2回 人 数：2人	4件
計	4件

2 意見内容及び区の考え方（案）

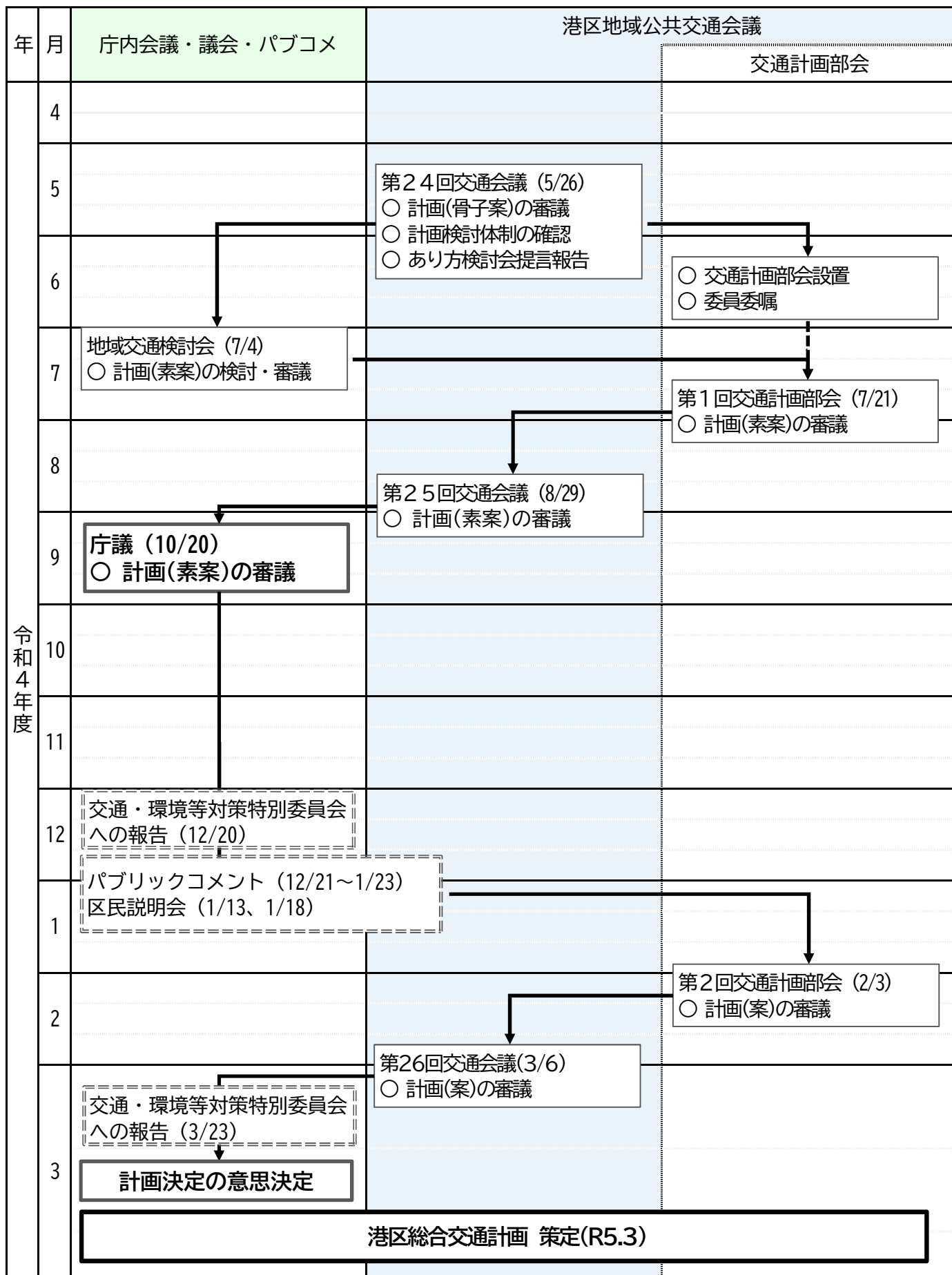
No.	区民意見	区の考え方（案）	関連 【章番号】、 項目、頁
1	電気自動車が増えたことにより、充電場所が必要です。近隣区では区役所や図書館等の公共施設に充電器が設置されています。港区の本庁舎等の区有施設でも、設置を予定していますか。	区有施設は、駐車台数に限りがあり、開庁時間中は駐車場の空きが少ない状況です。また、区内の商業施設等には約640基（令和4年10月現在）の公共用充電設備が設置されています。こうした状況からも、区有施設への充電設備の設置については、慎重な検討が必要と考えております。 引き続き、区で行っている電気自動車等用充電設備の購入に対する助成事業の利用や設置事例を紹介するなど、充電設備の設置を促進してまいります。	【第2章】 2（7） ③環境施策 33頁
2	港区コミュニティバス（ちいばす）を浜松町駅まで延伸して欲しい。	ちいばすの竹芝ふ頭から浜松町駅までの延伸は、現在、予定していませんが、今後も需要や課題を整理し、新たなモビリティの導入など、誰もが安全に安心して快適に利用できる移動手段について検討を進めていきます。	【第5章】 施策⑤ 81頁 94頁

3	<p>台場シャトルバス（お台場レインボーバス）の自主運行化とは、区から補助がなくても採算がとれることを目指しているということでしょうか。また、自主運行化のため、運賃改定（値上げ）をする予定はありますか。</p>	<p>区は、台場シャトルバス（お台場レインボーバス）に対し、黒字化を達成し、自主運行ができるよう、運行補助の支援を行っています。</p> <p>現在、収入確保への取組、経費抑制による収支率の改善等による自主運行化を目指しており、運賃の値上げ予定はありません。</p>	<p>【第5章】 施策⑥ 83頁</p>
4	<p>品川駅・田町駅周辺のJR線路を挟んだ東西の往来について、歩行者と自動車ともに線路を跨ぐ箇所が少ないです。高輪ゲートウェイ駅の新設や再開発により、東西の往来の利便性を向上してください。</p>	<p>令和6（2024）年度に予定している高輪ゲートウェイ駅の街開きの頃には、高輪ゲートウェイ駅と芝浦港南地区をつなぐ東西に横断できる通路が設置される予定です。</p> <p>また、2030年代には環状第四号線が開通予定であり、自動車で東西の移動が可能になる予定です。</p>	<p>—</p>

港区総合交通計画(案) 前回会議からの主な修正点

該当頁	指摘事項等	修正点
—	(素案)	(案)
—	—	区長挨拶を追記。
34	貨物車や物流に関する施策等を記載すること。	荷捌きスペースについて、関連事業(駐車場地域ルール、施策⑩新技術・新モビリティの導入促進)の中の「道路空間再配分の将来イメージ等)に記載
48	改正道路交通法の施行予定を最新のものにすること。	「新たな交通ルールを適用する改正道路交通法が令和 4(2022)年 4 月に公布され、令和 5(2023)年7月1日に施行される予定」に修正。
48	電動キックボードは原動機付き自転車又は小型特殊自動車に該当する。	「原動機付き自転車」又は「小型特殊自動車」に該当すると修正。
48	モビリティの前提条件は「誰でも利用できる」ことである。次世代型電動車いすは特定の方しか利用できないため、モビリティという捉え方でよいか。	高齢者等の近距離移動における歩行支援として次世代型電動車いすを「誰でも利用できる」として運用している事例を紹介(羽田空港施設内の事例)。
66	計画では障害者に関することが何も触れられていなくて心配。常に障害者のことも含めて考えてほしい。	障害者を含めて誰もが使いやすい地域公共交通を目指すことを基本理念に記載。
71、82、83	—	事業に「未就学児運賃の無料化」を追加。
72、82	—	事業に「スマートバス停の導入」を追加。
81、83	交通のキャッシュレスについて構想の中に入れてほしい。	施策⑤のちいばすと施策⑥の台場シャトルにキャッシュレス化の推進、デジタルチケットを記載。
85	自転車施策の「子育て送迎ルート」についてコラム等で丁寧に説明すること。	港区自転車交通環境整備計画からの「子育て送迎ルート」の説明文とイメージ図を掲載。
85	—	現在作成中の「港区自転車通行空間整備計画」にあわせて、活動評価指標に自転車通行空間の整備延長として「自転車ネットワーク」と「誘導ルート」を記載。

該当頁	指摘事項等	修正点
91	—	事業として「港区バリアフリー基本構想の公共交通特定事業の推進」を記載、活動評価指標として「港区バリアフリーマップへ駅周辺のバリアフリー情報の掲載」を記載。
96	電気自動車や水素自動車の導入は、事業者任せではなかなか進まない。区として財政的な支援も含めた対応が求められている。	環境対策として施策⑰の EV バスと FC バスの導入において、区が財政支援により推進することを記載。
97～99	数値目標の目標値は難易度や実現可能性をよく吟味すること。	関連計画と整合をとるなど、実現可能な目標値を設定し、実現可能性については毎年度達成状況を検証することで評価する。
104、107	—	最新の名簿に更新。
全体	個別計画とのリンクがわかるようにする。 バリアフリー等の関連事業の進捗状況がわかるようにする。	関連する計画・事業が掲載されているホームページの QR コードを掲載。
全体	横文字があまりに多すぎて、少し理解がしにくい。 言い換えをしたり、コラムをつくったりして、日本語に置き換えられるよう工夫すること。	カタカナは、できる限りわかりやすい日本語に言い換え。 フィジカル空間を現実空間に、サイバー空間を仮想空間に言い換え。 パーソナルモビリティの説明をコラムとして記載。巻末の用語説明を丁寧に記載。
全体	超小型モビリティ、マイクロモビリティ、パーソナルモビリティを混乱して使っているのを整理して記載すること。	国や東京都の用語使用から「マイクロモビリティ」は削除、すべて「超小型モビリティ」とし、このうち電動車いすや電動キックボードなど、“乗車人数が 1 人であり、低速で走行し、徒歩や自転車の代替手段となるもの”を「パーソナルモビリティ」とする。
全体	最新のデータがあるものは更新すること。	以下のグラフや表を更新。 ・10 頁、将来人口推計値 ・11 頁、企業数、事業所数、従業者数、旅館・ホテルの施設数・客室数 ・19 頁、鉄道駅の乗降人員 ・50 頁、区内の交通事故件数及び交通事故死傷者数



○港区地域公共交通会議設置要綱

平成20年9月1日

20港環計第945号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における交通需要に応じた区民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、港区地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を区長に報告する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃・料金等に関すること。
- (2) バス等の旅客輸送を提供すべき地域、区間に関すること。
- (3) 交通会議に運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

(構成)

第3条 交通会議は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員35人以内をもって構成する。

- (1) 街づくり支援部に関することを担任する副区長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 区民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者

(9) 学識経験者

2 会長は、前項各号に定める委員のほか、必要と認めるときは臨時に委員を指名することができる。

3 第1項第2号、第3号及び第5号から第8号までに掲げる委員については、同一の団体又は機関に所属する代理人を交通会議に出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置く。

2 会長は、街づくり支援部に関することを担任する副区長とし、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

2 交通会議の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

(作業部会)

第7条 交通会議は、協議事項の検討について必要があると認めるときは、作業部会を置くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、また、同様とする。

(連絡・通報窓口)

第10条 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、以下のとおり連絡・通報窓

口を定める。

港区地域公共交通に係る相談又は通報窓口

港区街づくり支援部地域交通課地域交通係

連絡先：TEL 03-3578-2111（内線2212）

FAX 03-3578-2369

（庶務）

第11条 交通会議の庶務は、街づくり支援部地域交通課地域交通係において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り、定める。

付 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

港区地域公共交通会議委員名簿

参考資料2

(2023/3/6時点)

	要綱第3条の交通会議の構成員	役職	部署		委員氏名
1	(1) 街づくり支援部に関することを担任する副区長	会長	港区	副区長	野澤 靖弘
2	(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者 又はその指名する者	委員	東京都交通局 自動車部	計画課長	若田 瑞穂
3	〃	委員	株式会社フジエクスプレス	取締役社長	茂木 一郎
4	〃	委員	株式会社k mモビリティサービス	所長	木村 隆
5	(3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の 代表者又はその指名する者	委員	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	専務理事	門井 正則
6	〃	委員	一般社団法人東京バス協会	専務理事	二井田 春喜
7	(4) 区民又は利用者の代表	委員	港区議会	議長	ゆうき くみこ
8	〃	委員	港区議会 交通・環境等対策特別委員会	委員長	風見 利男
9	〃	委員	港区老人クラブ連合会	会長	岩井 江美子
10	〃	委員	港区心身障害児・者団体連合会	会長	堀 信子
11	〃	委員	港区商店街連合会	会長	須永 達雄
12	〃	委員	港区観光協会	会長	渡邊 仁久
13	(5) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又は その指名する者	委員	国土交通省関東運輸局 東京運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送担当)	清家 裕之
14	(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	委員	東京都交通運輸産業労働組合協議会	バス部会 幹事	佐藤 尚宣
15	(7) 道路管理者	委員	港区街づくり事業担当	部長	岩崎 雄一
16	〃	委員	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課	建設専門官	池田 勝彦
17	〃	委員	東京都第一建設事務所	管理課長	小林 実
18	〃	委員	港区街づくり支援部土木管理課	課長	杉谷 章二
19	(8) 交通管理者	委員	警視庁 交通部 交通規制課	課長代理	藤平 忠晴
20	〃	委員	警視庁 愛宕警察署	交通課長	小崎 和人
21	〃	委員	警視庁 三田警察署	交通課長	平 修一
22	〃	委員	警視庁 高輪警察署	交通課長	青木 政博
23	〃	委員	警視庁 麻布警察署	交通課長	飯島 健輔
24	〃	委員	警視庁 赤坂警察署	交通課長	吉永 英記
25	〃	委員	警視庁 東京湾岸警察署	交通課長	小林 憲司
26	(9) 学識経験者	委員	東京海洋大学	名誉教授	高橋 洋二
27	〃	委員	国土館大学 理工学部	教授	寺内 義典
28	事務局		港区街づくり支援部地域交通課	課長	佐藤 雅紀